

化学物質の自主管理と SDS

2022 年 7 月 20 日

塩ビ工業・環境協会

- SDS(Safety Data Sheet:安全データシート)制度とは、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、法律で指定された「化学物質又はそれを含有する製品」(以下、「化学品」)を他の事業者に譲渡又は提供する際に SDS により当該化学品の特性及び取扱いに関する情報を提供することを義務づけるとともに、ラベルによる表示に努める制度です。
- 化学物質排出把握管理促進法、労働安全衛生法並びに毒物及び劇物取締法(以下「化管法等」という。)において SDS 制度が実施されています。
- ポリ塩化ビニル(PVC)そのものは高分子で不活性な物質であり、有害性はありません。このため上記法律のいずれにも指定されておらず、SDS 制度の対象となっておりません。一方で 2017 年 10 月に出された厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知に基づき、SDS 制度の対象とならない物質であっても粉状物質の有害性情報が労働者等に的確に伝達されるよう SDS の交付を要請されたことから 2018 年に当協会はモデル SDS を改訂し、会員各社に対し必要に応じて利用するよう案内しました。
- 今後とも当協会は、関係法令や国際的なガイドライン等に基づきモデル SDS を適切に運用していきたいと考えております。

1. SDS ができた背景とその内容

(1) 化学品を取扱う事業者には、本来、規制の有無に関わらず、人の健康や環境への悪影響をもたらさないよう化学品を適切に管理する社会的責任があります。特に、化学品の適正管理を行うためには、有害性や適切な取扱方法などに関する情報が必須です。しかしながら、化学品の譲渡・提供を行う事業者は、取引先の事業者に比べて化学品の有害性等の情報を入手しやすい立場にある一方で、これらの情報は、取引の際に積極的に提供されにくい性質を有することから、“事業者から事業者へ”の有害性等の情報の確実な伝達の必要が認識されるようになりました。

(2) そのため、我が国においては、1999 年 7 月に公布された「化学物質排出把握管理促進法」のもと、化学品の性状や取扱いに関する情報の提供を規定する制度(SDS 制度)が法制化され、2001 年から運用されています。同様の制度が 2000 年に労働安全衛生法、2001 年に毒物及び劇物取締法において開始されました。

(3) また、様々な化学品が世界各国で流通している近年、国際標準となる情報伝達方法の整備の必要性が高まっており、2003 年には、化学品の分類・表示方法の国際標準として「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」が国連において採択されました。GHS の導入は、欧米諸国やアジア各国においても進められてきていますが、我が国でも、化管法等に基づく情報伝達等において、その導入が進められており、2012 年 6 月から、化管法等に基づく情報伝達を行う際には、GHS に基づく JIS に適合する SDS 及びラベルの提供に努めることとなりました。

(4) SDS で提供する情報は関係法令で以下のとおり定められています。

1. 化学品及び会社情報

2. 危険有害性の要約

3. 組成及び成分情報

※含有する指定化学物質の名称、指定化学物質の種別、含有率（有効数字2桁）

4. 応急措置

5. 火災時の措置

6. 漏出時の措置

7. 取扱い及び保管上の注意

8. ばく露防止及び保護措置

9. 物理的及び化学的性質

10. 安定性及び反応性

11. 有害性情報

12. 環境影響情報

13. 廃棄上の注意

14. 輸送上の注意

15. 適用法令

16. その他の情報

※JIS Z7253 ではこれらの項目名の番号、項目名及び順序を変更してはならないと規定していません。

2. ポリ塩化ビニルの SDS について

(1) ポリ塩化ビニル (PVC) そのものは高分子で不活性な物質であり、有害性はありません。このため化管法等のいずれにも指定されておらず、SDS 制度の対象となっておりません。

(2) 一方で 2017 年 10 月 24 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知「粉状物質の有害性情報の伝達による健康障害防止のための取組について」において、“特筆すべき毒性（遺伝毒性、感作性、皮膚腐食性等）が認められず有害性が低いとされる化学物質の無機物、有機物であって、粉状で取り扱われるもの”の 1 つと位置付けられたことから、当協会は業界の自主活動の一環として改めて PVC のモデル SDS（注：GHS 分類は“なし”と記載、その他の危険有害性の中で粉体の場合の安全対策等を記載）を作成し、2018 年 6 月会員各社に案内しました。

(https://www.vec.gr.jp/anzen/pdf/anzen1_2.pdf 参照)

(3) なお、粉状の物質は、PVC に限らず小麦粉や木屑も含め、物質固有の有害性がない物質でも一定の有害性（気道刺激性や軽度の呼吸器障害）があることは、かねてより知られています。上述のように、PVC そのものに有害性はありませんが、粉体という形状により健康影響が発生するリスクがあることから、国により、PVC に関して、健康有害性を示すモデル GHS 分類が作成され、製品評価技術基盤機構ホームページ上に公開されています。粉体という形状による有害性は、製品・半製品として成形をした時点でなくなるため、成形以降の川下へと伝えるべき有害性ではありません。GHS 分類の本来の目的は、物質固有の有害性を川上から川下へと分かりやすく適切に伝えて

いくことです。このため、国際的に PVC に関して健康有害性を示す GHS 分類は行われていません。さらに政府の説明によると国による GHS 分類は、あくまでも「GHS 分類結果の参考」であり、事業者が SDS を作成する場合やラベルによる表示を行う場合には、国による GHS 分類結果や、事業者が信頼性の高いと判断する外部試験データ、自社データ等のいずれを用いても構わないことになっています。

3. おわりに

SDS やラベル表示は PVC を始めとした化学物質の自主管理を進める上で極めて重要な制度です。当協会は今後とも、関係法令や国際的なガイドライン等に基づきモデル SDS を適切に運用していきたいと思えます。その際、科学的根拠が不明確なものや国際的な整合性から外れたような過剰規制が行われぬよう、しっかりと情報収集に努め、関係機関と議論していきたいと考えております。

以 上